



最近では旅行・留学・結婚・仕事など、海外で活躍される方も増えていきますね。
では相続において、その方々はどのように手続すればよいでしょうか。

平成28年 11月

相続人が海外にいる時は？

海外にいる場合の注意点

『住民票』に、**外国の住所**は記載されません。



外国はサイン文化なので
印鑑証明がありません。

『遺産分割協議書』には**相続人全員の実印押印と印鑑証明**が必要です。

遺産分割協議書

相続人が遺産分割協議で合意した内容を書面に取りまとめ、
相続人全員の合意書として成立させる書類のことです。

作成する目的

- ・ 相続人全員の合意を明確にする
- ・ 後々のトラブルを防ぐ
- ・ 不動産・預貯金・株式等の名義変更添付する
- ・ 相続税の申告書に添付する

住民票・印鑑証明を用意できない場合

現地の日本領事館で『在留証明書』『サイン証明』を取得します。

住民票の代わりに
在留証明書

提出書類

パスポートや日本で発行された運転免許証などの本人確認書類

現地の居住地の住所を確認できる書類
(滞在許可証、現地の運転免許証、納税証明書など)

滞在開始時期を確認できる書類
(賃貸契約書、公共料金の請求書など)

印鑑証明の代わりに
サイン証明

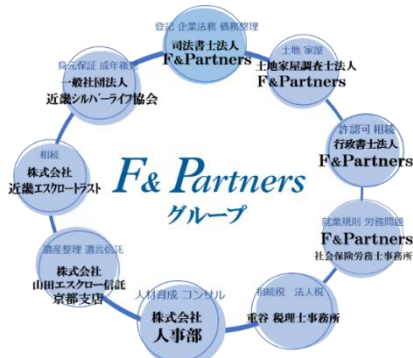
提出書類

有効なパスポート
在留証明書
証明を受けたい書面 (遺産分割協議書)

このように代替書類がありますので
海外におられても相続手続は可能です。

ですが、遠距離間でのやりとりですので
トラブルや余計な手間を防ぐために
通常の相続以上に慎重な対応が必要です。

F&Partnersグループは
海外の方を含めた相続ノウハウも豊富です。
ぜひ、お気軽にご相談ください！



京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

司法書士法人
F&Partners

